諮問庁：出入国在留管理庁長官
諮問日：令和７年７月１６日（令和７年（行個）諮問第１９５号）
答申日：令和８年１１月６日（令和８年度（行個）答申第２１１号）
事件名：本人に係る退去強制手続に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

「特定年Ａに特定刑事施設Ａ内にて特定出入国在留管理局Ａが開示請求者本人に対して行った処分（退去強制及び在留特別許可）において特定出入国在留管理局Ａが保有する全ての書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）７７条１項の規定に基づく開示請求に対し、令和７年２月２０日付け管〇総第８７号により特定出入国在留管理局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。

（１）審査請求書

別紙１のとおり。

（２）意見書

別紙２のとおり。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件経緯

（１）審査請求人は、令和７年１月２７日（同年２月３日受付）、処分庁に対し、法７７条１項の規定に基づき、請求する対象を本件対象保有個人情報とする保有個人情報開示請求をした。

（２）処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報については、文書保存期間を満了したため、廃棄し、保有していないとして原処分をした。

（３）本件は、当該原処分について、令和７年４月１７日、諮問庁に対して審査請求がなされたものである。

２　審査請求人の主張の要旨

原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の開示を求める。

３　諮問庁の考え方

（１）退去強制手続について（特定年Ａ当時の規定）

ア　退去強制手続とは、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）２４条に定める退去強制事由に該当する外国人を、我が国の領域外に強制的に退去させることを目的とした行政手続である。

イ　入国警備官による違反調査が行われた後、容疑者の引渡しを受けた入国審査官は、審査の結果、容疑者が退去強制対象者に該当すると認定したときは、速やかに理由を付した書面をもって当該容疑者にその旨を通知する（入管法４７条３項）。

ウ　上記イの通知を受けた容疑者は、認定に異議があるときは、特別審理官に口頭審理の請求をすることができ（入管法４８条１項）、特別審理官は、口頭審理の結果、認定に誤りがないと判定したときは、当該容疑者にその旨を通知する（同条８項）。

エ　上記ウの通知を受けた容疑者は、判定に異議があるときは、法務大臣に対し異議を申し出ることができ（入管法４９条１項）、法務大臣が異議の申出に理由がないと裁決したときは退去強制令書が発付される（入管法４９条７項、４７条５項後段）。また、異議の申出に理由がないと認める場合でも、容疑者が入管法５０条１項各号のいずれかの事由に該当するとき、法務大臣はその者の在留を特別に許可することができる（入管法５０条１項）。

（２）本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、特定年Ａに開示請求者本人が受けた退去強制手続において処分庁が保有する全ての文書の開示を求めるものであると解される。なお、平成３１年４月の出入国在留管理庁発足以前は、現在の処分庁は前身の「特定入国管理局」であったから、本件開示請求に係る保有個人情報の名称について、「特定出入国在留管理局Ａが開示請求者本人に対して行った」とあるのは、正しくは「特定入国管理局が開示請求者本人に対して行った」であると認められるので、以下、そのとおり訂正した上で検討する。

処分庁が本件対象保有個人情報を探索したところ、特定年Ａに開示請求者本人が受けた退去強制手続は、特定年月日Ｇに事案の処理を完了し、当該手続に係る記録は、行政文書ファイル「特定年Ａ違反事件記録」にへんてつされたものと認められた。同ファイルは、起算日を特定年Ｂ１月１日、保存期間１０年として保存され、特定年Ｎ１２月３１日をもって保存期間を満了し、その後、特定年Ｇ１１月２０日に廃棄された。

したがって、処分庁は、本件対象保有個人情報を廃棄済みであり保有

していないと認められる。

（３）原処分の妥当性について

上記（２）のとおり、本件対象保有個人情報を保有していないとして、法８２条２項の規定により不開示とした原処分は妥当である。

４　結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、原処分を維持し、審査請求を棄却することが相当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年７月１６日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年９月８日　　審査請求人から意見書を収受
④　令和８年９月１１日　　審議
⑤　同年１０月３０日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報は、保存期間の経過により廃棄したため、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

２　本件対象保有個人情報の保有の有無について

（１）本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア　特定年Ａに開示請求者本人が受けた退去強制手続は、同年１１月９日に同人が在留特別許可を受けたことで事案の処理を完了し、当該手続に係る記録は、当時の特定入国管理局における、行政文書ファイル「特定年Ａ違反事件記録」に編てつされていたと考えられる。

イ　特定年Ａ違反事件記録は、当時の特定入国管理局の行政文書分類基準表の「大分類：審査」、「中分類：違反審査」、「小分類：事件記録」に該当し、その保存期間は１０年とされている。これにより、当該記録は、特定年Ｂ（特定年Ａの翌年）１月１日を起算日とし、特定年Ｎ（特定年Ａの１０年後）１２月３１日をもって保存期間満了となっており、また、特定出入国在留管理局Ａの行政文書廃棄記録により、その後の特定年Ｇ１１月２０日に廃棄されたことを確認した。

ウ　したがって、本件対象保有個人情報は、廃棄済みであり保有してい

ない。

エ　念のため、本件開示請求を受けて、特定出入国在留管理局Ａの執務室内書庫、倉庫、共有フォルダ内等の探索を行ったが、本件対象保有個人情報の存在は確認できなかった。

（２）検討

ア　これを検討するに、当審査会において、諮問庁から提示を受けた上記（１）イの行政文書分類基準表及び行政文書廃棄記録（各写し）によれば、特定年Ａ違反事件記録は、その保存期間は１０年であり、保存期間満了後に廃棄されたと認められるから、本件対象保有個人情報は廃棄済みであり、保有していない旨の上記（１）アないしウ及び上記第３の３（２）の諮問庁の説明は、首肯できる。

イ　また、上記（１）エの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

ウ　以上によれば、特定出入国在留管理局Ａにおいて、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定出入国在留管理局Ａにおいて本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　中里智美、委員　木村琢麿、委員　中村真由美

別紙２（審査請求書）

特定年Ａ特定刑事施設Ａ内（特定年月日Ａ特定判決確定により〇〇先）にて、特定出入国在留管理局Ａによる、口頭審理（特定年Ａ管〇審第〇号特定年月日Ｂ）が特定年月日Ｃに行なわれ、特定年月日Ｄ付（番号特定年Ａ〇審第〇号特定年月日Ｄ）入管法２４条４項（リ）により、退去強制、特別在留許可（一般永住取消、定住者１年）の処分が決定されました。
本来、適正な行政運営による処分であれば、今更開示請求は必要としません。
ですが
適正な行政運営で無く、入管法６２条４項を無視し、仮釈放決定前に、差別排除を前提目的とし口頭審理が行なわれた。
更に
口頭審理の内容は、当時全く、特定親族Ａ及び特定親族Ｂ、特定親族Ｃ及び特定親族Ｄの事を深く知る事も、知らされる事も無くきていたところに、
口頭審理によって知る事、知らされる事になり、
更に
処分する理由も、「特定親族Ａはまだ日本国で出生しているからまだしも、特定親族Ｂの方は問題がある。だから処分する」
「恨むなら、親を恨めと」
と、処分が決定したのです。
故、不服であれば当時教示された通り取消訴訟を提起する事であった事。十分に取消訴訟を提起する理由は、あった事。
ですが、
取消訴訟の提起は、できなかった事。知識もお金もなく、基より、あまりにも知らない事実、知らなかった事実が多すぎた事。自分自身の事、特定親族Ａ及び特定親族Ｂの事、特定親族Ｃ及び特定親族Ｄの事、特定国の事、日本の事です。
少なくとも現在のように事実が以前より、知っていれば、その場で対応も、口頭審理の場においても、取消訴訟の提起も出来ていた事。
更に、口頭審理において、出入国記録に関しても、事実として１度、あるにも係ず記録として見つける事が出来ないとして終っている事。
故に、
自身で令和６年１２月２６日開示請求受付、令和７年２月５日に、外国人出入国記録マスタファイルの開示を受け、記録としての存在は、確認しております。
故に
本来、親子であろうと、親族であろうと、プライバシーがあり、
口頭審理によってプライバシーがおかされた事。そして口頭審理によって今だに、親子関係、親族関係に深刻で非情に悪い常態である事。

故に
口頭審理によって、知らなかった事実及び知らされる事のなかった事実、子に対して言えなかった事実。言いたくても、伝える言葉、知識が無い事。
更に
言わなかった事による保たてる争いのない平穏。
故に、
口頭審理によって、知らされた事実、知らなかった事実を、事実であるか、真実であるどうかを、自分自身で知る確認する必要があり、
結わゆる、知る権利がある事。
更に
処分決定当時、有効な外国人登録証を所持しているにも係らわず、別の紙の在留カードを〇〇時に所持させられ、直ちに特定出入国在留管理局Ｂにへと教示され、その後引き続き、特定出入国在留管理局Ｂにて、在留期間更新を行っていますが、
その、紙の在留カード及び
更に
〇〇及び裁判所判決事項記録の誤りにより事がより複雑になり、正確性の無い行政運営に陥っています。
故に
外国登録原票及び出入国記録及び、外国人出入国記録マスタファイルの全てを開示請求を致し全ての開示を受け確認した所、やはり、正確を失い、何故こうなっているとしか、ならない。
故に、
外国登録原票及び外国人出入国記録マスタファイルの全てを
法６５条正確性の確保の為に９０条及び９１条を行使致したく、その為に、特定出入国在留管理局Ａ及び特定出入国在留管理局Ｂの全ての開示が必要です。
更に、
特定出入国在留管理局Ｂにての、
特定年月日Ｅの在留特別許可及び
特定年月日Ｆの永住許可申請及び
在留期間更新申請の特定年Ａ及び
特定年Ｂ及び
特定年Ｃ及び
特定年Ｄ及び
特定年Ｅ及び
特定年Ｆ及び
特定年Ｇ及び
特定年Ｈ及び

特定年Ｉ及び
特定年Ｊ及び
特定年Ｋ及び
特定年Ｌ及び
特定年Ｍの、保有する全ての書類及び提出した書類及び紙の在留カードの存在及び行方、及び全ての書類の存在があり、旨に全ての開示を求めます。
特定出入国在留管理局Ｂにても、特定出入国在留管理局Ａの口頭審理及び処分により、差別排除を前提目的とし差別排除を適正な行政運営とした事、
その証拠は、外国登録原票と外国人出入国記録マスタファイルの正確性、及び紙の在留カードの行方存在及び、〇〇記録。
故に
適正な行政運営に支障を来しています。
故に
知る権利、事実真実の確認そして、保有個人情報の訂正請求の為。
更に
国に求めます。
名前の件、通称名及び本名及び英字の使用についての国の責任。
更に、
国籍法において、出生地主義の導入。
基より、
入管法においての、
「出生」による在留資格が、無い事は、
明らかに、憲法１３条に違反をしている事。
故の
以上の理由にて
趣旨、法８０条適用にて、
全ての開示を請求致します。

別紙２（意見書）

１、〈主張〉

①審査請求人本人は、本件の特定入国管理局が行った処分は、適正に行なわれた処分では無く憲法にも低触した処分であると主張します。

②故に

処分によって矛盾が生じ、基より生じていた矛盾が、より明確になり今も尚、矛盾が解消される事もなく、矛盾が生じ続けられている状態である事。

③故に

本件処分後から特定出入国在留管理局Ｂにて、在留期間更新申請を行っているが、特定入国管理局の処分の矛盾によって、更に矛盾と問題が生じ、今も尚解消されていない事。

④故に

裁判所にての決着が不可決になっている事。

⑤更に、出入国在留管理庁が保有管理をしている、保有個人情報の外国人登録原票及び、外国人出入国記録マスタファイルの訂正請求が不可決になっている事。

⑥故に

矛盾及び矛盾を生じさせた要因を明確にする為及び、

本件の口頭審理によって、特定親族Ａ及び特定親族Ｂの知らなかった事実、特定親族Ａ及び特定親族Ｂの知らされていなかった事実を知る事になり、更に、特定親族Ａ及び特定親族Ｂの事実を理由に口頭審理を行ない、特定親族Ａ及び特定親族Ｂの事実を理由に処分をした事。故に、事実と矛盾の確認の為に開示を求めた。

⑦故に

不開示決定に対し、諮問庁に、審査請求をお願いした。

⑧故に

開示の必要性を、情報公開・個人情報保護審査会に主張します。

２、〈根拠〉

①諮問庁よりの本件理由説明書の諮問の考え方（１）退去強制手続について（特定年Ａ当時の規定）の「ウ」の口頭審理規定と事実とは、異なる事。

②本件特定年Ａに特定刑事施設Ａ内にて特定入国管理局が、審査請求人本人に対して行った口頭審理の経緯は、

特定刑事施設Ａによる

差別、排除を本質とした、

憲法１４条の低触、

更に

特定入国管理局の差別・排除が本質にあるが故に

憲法３１条に低触して行なわれた。
更に、
口頭審理の内容は、
憲法１３条に低触した内容である事。
更に
退去強制及び在留特別許可（永住取消しとし定住者１年）とした処分は、
憲法１３条に抵触をし
更に
憲法３９条に低触する処分である事。
③、２の①の規定と事実の異なる件は、
口頭審理期日通知書（特定年月日Ｂ付）によって、〇〇、〇〇前の〇〇の特定年月日Ｃに審査請求人本人の請求で行ったものでは無く、特定入国管理局の通知によって入管法２４条を理由に、本質は、特定親族Ａ及び特定親族Ｂの事実による理由によって口頭審理が行なわれた。
④故に
口頭審理期日通知書及び、
認定通知書及び
判定通知書及び
裁決、決定書の
年月日及び理由が入管法２４条４号（リ）である事。
⑤入管法２４条４号（リ）の内容の刑の裁判、判決を行ったのは、裁判所である。若しくは、検察である。
⑥故に
裁判所判決、確定により、確定後から
〇〇、〇〇まで裁判所判決に準ずるで、ある事が適正であると主張します。
⑦故に
裁判所判決の内容に
判決確定により、入管法２４条４号（リ）に該当する旨、退去強制手続を行う事を裁判所判決の内容に含まれる事を必要なる。
⑧又は、
裁判所判決の内容に、退去強制手続きが含まれず、口頭審理、退去強制手続きを行なう場合は、入管法２４条４号（リ）以外の理由示す必要がある事を主張します。
⑨事実、本件の本質は、特定親族Ａ及び特定親族Ｂの事実にあり、特定親族Ａ及び特定親族Ｂの事実によって口頭審理が行なわれ、特定親族Ａ及び特定親族Ｂ事実によって退去強制手続きが
行なわれ、特別在留許可（永住取消しとし、定住者１年）の処分を特定入国管理局は、行った。

⑩審査請求人本人は、日本国で出生をし、日本の学校に教育を受け、その後も引き続き日本国にて在留している身であるが、出管法２４条４号（リ）の抵触については、当時の裁判時の国選弁護人及び、特定刑事施設Ｂ及び、特定刑事施設Ａ〇〇時に、担当刑務官に確認をしている事。

口頭による返答であるが、

「退去強制手続は、審査請求人本人に対しては、行なわない」と、言われています。

⑪しかし

〇〇、〇〇前に、特定入国管理局による、口頭審理、退去強制手続き及び在留特別許可（永住取消しとし定住者１年）の処分が行なわれた。

⑫故に

矛盾が生じた。

適正に行っていないが故に、矛盾が生じた。

基より、本質的矛盾があるが故に、矛盾が生じた。

⑬「出生」の在留資格が、入管法に無い事が、憲法１３条に違反していると主張します。

３、〈主張〉

本件は、上記に主張したとおりが故に裁判での判断が必要とし、

更に、出入国在留管理庁が保有管理する、外国人登録原票及び外国人出入国記録マスタファイルの訂正請求を必要する大きな要因の基が本件にある。

更に、

本件処分後に、適正適切に処理を行っていない結果、審査請求人本人の在留資格に大きな影響を与えている旨、

原処分の不開示決定を取り消し

事の明確にするが故に、対象保有個人情報の開示を求める。